

写

令和6年8月5日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡	佳緒里
	熊谷	真宏
	柳井	雅也
労働者代表委員	阿部	祥大
	大宮	正巳
	新関	直人

写

使用者代表委員	飯野 守
	稻妻 敏行
	半沢 章

写

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間973円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日